

大日堂周辺の景観アセスメントシステム 試行事業について

小峰 正

非会員 国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所（〒321-1414 栃木県日光市萩垣面 2390,
E-mail:komine-t8310@ktr.mlit.go.jp）

日光市の歴史的・文化的資産である大日堂を含めた周辺の良い景観を形成するのに必要な整備計画を策定するため、日光市が主体となる大日堂周辺整備事業計画検討委員会を設置し、事業者、地域住民、学識経験者など景観形成に携わる関係者の多様な意見を聴取しつつ景観評価を行い、事業に反映した。

キーワード: 景観アセスメント（景観評価）システムの確立に向けた試行事業

1. はじめに

本事業の対象地区である久次良地区は、栃木県北西部を流れ、鬼怒川に合流する急流河川である大谷川の中流域に位置している。大谷川流域では、上流部における砂防堰堤等による流出土砂の対策と河川内の土砂の二次移動防止及び乱流に対処するため、上流から順次床固群が整備されてきた。しかし、荒沢合流点下流に位置する大日堂跡地周辺は河床低下が著しく、また出水時の乱流によって側岸浸食が急速に進行したことから、大谷川左岸の久次良地区への被害が危惧されていた。そのため、河床低下及び側岸浸食の防止のため河道を固定し、久次良地区の保全を目的の一つとして床固群の計画が進められてきた。



図-1 大谷川流域の位置

来の石像が安置されていた御堂のことで、美しい池のある庭園の中に建てられていた。詳細な創立年代は不明であるが、1532年以前の建立で、元禄2年(1689年)松尾芭蕉が日光に立ち寄り、読んだ句碑があるほか、明治9年(1876年)には明治天皇の御巡幸の御小憩所にもなっており、日光市にとって文化・歴史的価値を持つ場所であった。しかし、明治35年(1902年)の足尾台風の風水害により流失した。

日光市のウォーキングトレイル「憾満の路」に大日堂跡地がコースに含まれるが、久次良地区は、低水護岸が未整備であることから、低水護岸周辺を含めた新たな観光資源としての期待も高まってきた。

そのため豊かな水辺景観の創出を目指し、景観アセスメント（景観評価）システムの確立に向けた試行事業として取り組むこととなった。

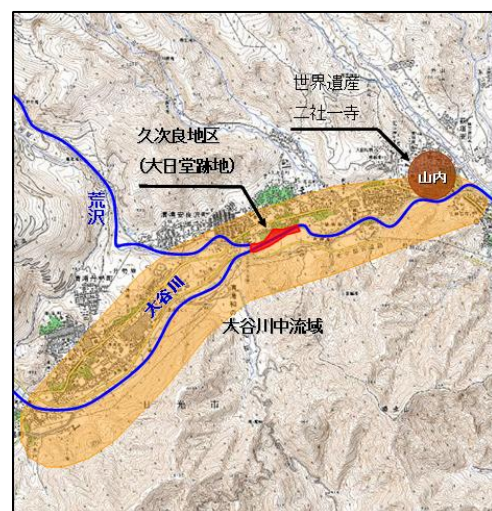


図-2 久次良地区周辺図

2. 大日堂周辺整備事業の概要

大日堂とは、かつて当該地区に建てられていた大日如



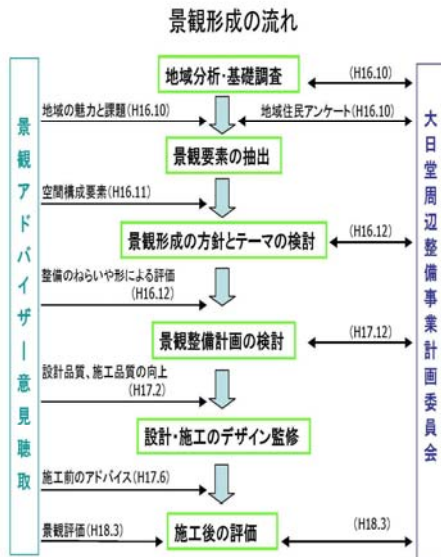
図一三 流失前の大日堂

3. 景観整備計画の取り組み

(1) 計画立案・景観評価の方法

景観や景色は各個人の主観によって捉え方が異なる傾向がある。そこで、総合的な景観形成を目指した共有の景観像を検討するためには、景観計画に係わる専門の学識者や研究家の客観的景観評価とアドバイス、指導を受けることが重要と考え、景観形成の各検討段階において、景観アドバイザーから意見・指導を受けた。

また、日光市の歴史的・文化的資産である大日堂を含めた周辺の良い環境の形成に必要な整備計画を策定するため、本事業は日光市が主催する「大日堂周辺整備事業計画検討委員会」に諮問され、地域の住民や地権者の寺をはじめとした、関係各方面の意見を調整しながら検討が進められた。

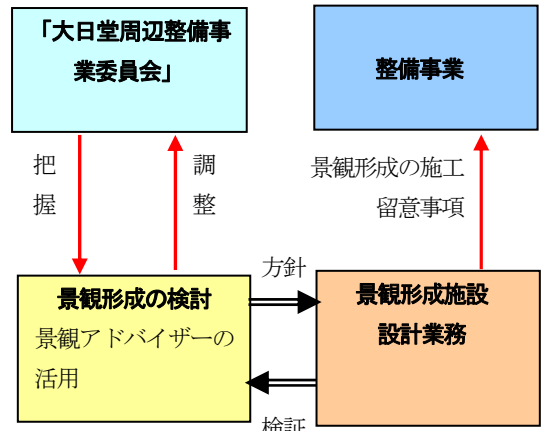


図一四 景観形成の流れ

(2) 施設設計との連携

当該地区において整備するものは景観形成施設ではあるものの砂防設備であり、砂防計画上の土砂堆積や洪水

時の護岸の高さ等、砂防事業上の条件は満たされる景観形成でなくてはならない。景観形成への砂防計画上の条件反映と景観形成上の施設設計への余条件を相互に協議・調整を図りながら、景観整備のねらいを実現出来るよう設計に反映していった。

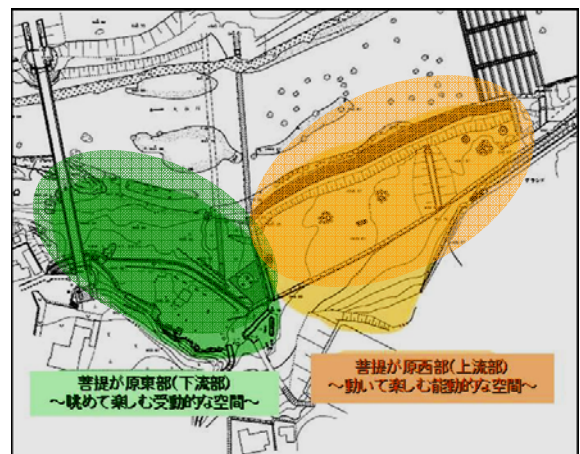


(3) 景観形成の方針とテーマの検討

当該地区は床固工により空間が2分割され、かつ背後の土地利用や施設環境が異なっているため、それらの環境に相応しいそれぞれの空間構成のゾーン区分を行った。菩提が原西部（上流部）は、「動いて楽しむ能動的空間」とし、菩提が原東部（下流部）は、「眺めて楽しむ受動的空間」と整備コンセプトを設定した。

ゾーン区分の空間構成を基に、大日堂周辺久次良地区の全体整備のテーマを、大日堂跡地の歴史的空間と地域住民や隣接小学校にとって新たな大谷川の未来を構築していく空間となるよう、「久次良の歴史を感じ、未来を切り開く大谷川の創出」と定めた。

次にそれぞれのゾーンが持つ魅力と課題を、景観整備の方針に置き換え、具体的な整備のかたちへと検討した。その結果を景観アドバイザーからの意見や委員会での要望を受け、更に景観形成の方針やテーマにフィードバックしながら繰り返し検討を重ねた。



図一五 久次良地区におけるゾーン区分

(4) 景観整備計画の検討

景観形成の方針やテーマを受け、景観整備のねらいと形を具現化する検討を行った。

最初に当該地区で景観形成に用いていく空間要素を整理し、全体の施設整備の方針を検討した。そしてそれらの要素を具体的な施設イメージに置き換え、施設の機能、施設の素材・大きさ・形についてイメージスケッチ等の視覚的な検討手法を用いながら景観形成の具体的なイメージを固めていった。



図-6 イメージスケッチ全景

(5) 景観整備計画の変更

平成16年7月に第1回大日堂周辺整備事業計画検討委員会を開催し、計4回の委員会を経て平成17年2月に景観整備計画が策定された。その後、現地での工事が開始され同年の6月に景観アドバイザーによる施工にあたっての現地指導・アドバイスを受けている。

しかし、検討委員会の委員より大日堂寺院地確保の観点から景観整備計画の再検討要請がなされ、施工中の段階で計画変更が行われた。

計画の変更にあたっては、再検討案について検討委員会の委員と打合せ、景観アドバイザーからのアドバイスを受け、平成17年7月の第5回委員会において修正案について了承を得て、現地の施工を再開している。

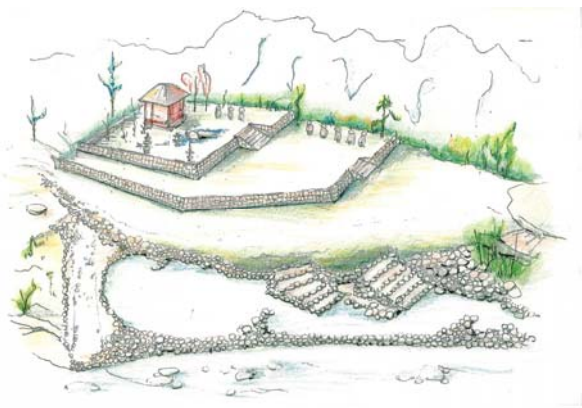


図-7 修正案イメージパース

(6) 低水護岸の施工

施工に先立ち、近隣の転石護岸だけではなく、広島県の宮島にある現地採取転石を利用した施設（紅葉谷川庭園砂防）を視察し、本現場での転石の配置方法や施設全体のイメージづくりの参考とした。



図-8 紅葉谷川庭園砂防

低水護岸の施工にあたっては、景観整備計画をもとに石積み護岸を採用した。実際の現場での施工は、採取する転石については大きさや形状を良く吟味し、石の積み方や配置の仕方を工夫した。また、護岸工完成後の跡地利用を考慮し景観的、空間的な検討を行い、護岸法線、階段等の位置を決めている。



図-9 施工箇所状況写真

また、第三者対策として、施工場所は観光地の近隣であり、住民の憩いの場でもあることから、出来るだけ利用制限をしないようにするため、施工の進捗にあわせて、バリケード及び注意看板等の設置位置を順次変更し、通行や利用制限を最小限にした。



図一 10 現地施工状況

(6) 施工後の評価

平成18年3月に第6回の大日堂周辺整備事業計画検討委員会を開き、完成した現地状況について評価していただいた。委員会の中では地元住民の方からも予想以上に良いものが出来たとの評価をいただき、事務所にとっても満足のいく結果となったのではないかと思います。



図一 11 検討委員会の様子



図一 12 現地視察状況



図一 13 完成状況

4. おわりに

日光砂防事務所にとって、景観形成に係わる砂防事業は初めての試みであったため、砂防施設と景観について大いに学ぶところがあり、貴重な経験となった。

工事の施工途中段階で、景観整備計画の再検討要請がなされ、工事を一時中止することとなった。工事の影響を最小限に抑えるため、短時間で計画の修正案を作成し、景観委員会に意見の合意を諮らなければならなかった点が苦慮したところである。

今後は更に、地域のまちづくりや景観整備等のニーズに応えられるような、より質の高い砂防事業に積極的に取り組む必要性を感じた。